留寿都村ふるさと納税返礼品取扱事業者募集要領

１　趣旨

　　地場産品の販路拡大及び地域の産業振興を図るため、地域の魅力あふれる特産品を提供する留寿都村ふるさと納税の返礼品取扱事業者の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

２　応募要件

次のすべてを満たすこと。

（１）次のいずれかに該当している法人、個人又は団体であること。

　　①　村内に営業所等を有し、現に村内で事業を営んでいる法人

　　②　村内に住民登録を有し、現に村内で事業を営んでいる個人

　　③　前各号に掲げるもののほか、村長が特に認めた法人等

（２）通信販売等の販売実績があり、返礼品の品質等に関する苦情などに対し、

再発送による対応など、状況に応じ素早く誠実な対応ができること。

（３）安定した品質や数量の供給が見込まれること。

（４）法令等に基づき、生産、製造及び販売に許可等が必要なものについては、

許認可機関の許可等を受けていること。

（５）村税及び留寿都村債権管理条例（平成27年留寿都村条例第17号）第２条

第１号に規定する村の債権に未納がないこと。

（６）事業者（事業者が法人の場合は、その代表者、役員又は実質的に経営を支

配する者）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法

律第77号）第２条第２項及び第６項に規定する暴力団及び暴力団員に該当

しないこと。

３　応募方法

（１）提出書類

次の書面を提出すること。

①　取扱事業者登録申込書（別記第１号様式）

②　誓約書兼宣誓書（別記第２号様式）

（２）提出先

　　留寿都村役場総務課管財厚生係

〒048-1731　虻田郡留寿都村字留寿都175番地

TEL：0136-46-3131　FAX：0136-46-3545

メールアドレス：s-soumu@vill.rusutsu.lg.jp

４　募集期間

　　令和２年５月29日（金）までとする。ただし、募集期間以降、応募案件が生じた場合には、随時募集を受け付けることとする。

５　返礼品取扱事業者の決定

留寿都村ふるさと納税返礼品取扱事業者等に関する基準（平成29年留寿都村訓令第15号）等に基づき応募内容を総合的に判断し、返礼品取扱事業者として登録することとした場合は、取扱事業者登録証明書により通知する。

６　その他留意事項

（１）返礼品の品質等に関する苦情や補償に関しては、対応窓口である合同会社

あいふるサポーと調整の上、誠意と責任をもって対応すること。

（２）留寿都村個人情報保護条例（平成16年留寿都村条例第17号）及び関係法令を遵守すること

（３）本要領に記載のない事項については、別途指示に従うこと。